

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、燃費性能等が優れた自動車種別割の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車種別割の税率を重くする特例措置について、適用期限を三年延長する等を行う。

二 内容

(一) 自動車税

ア 環境性能割

(ア) 先進安全技術を搭載したバス及びトラック（いずれも新車に限る。）を取得した場合に、取得価額から一定額を控除する特例措置について、一部拡充の上、適用期限を二年延長する。

(イ) バリアフリー化基準に適合したバス及びタクシー（いずれも新車に限る。）を取得した場合に、取得価額から一定額を控除する特例措置について、適用期限を二年延長する。

イ 種別割

燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置について、適用期限を三年延長する。

(二) 不動産取得税

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅用の土地を取得した場合に、不動産取得税を減額する特例措置について、一部要件を見直しの上、適用期限を二年延長する。

(三) その他

地方税法の改正に伴い規定の整備を行う。

三 施行期日

令和五年四月一日